第三十二条第四項、第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第九十一条第二項、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子調書		
第三十二条第四項、第八十六条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第三項及び第百十八条第二項	記録させなければ		
	調書	記載させなければ	
第三十三条第一項	閲覧等の請求又は法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は訴訟に関する事項の証明書の交付	
第三十三条第二項	訴訟記録の閲覧等の請求	請求（訴訟に関する事項の証明書の交付の請求を除く。）	
第三十九条及び第百四条	地方裁判所	家庭裁判所	
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録	書類	
第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類の相手方	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付
	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること		
第四十八条第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付	